

スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート

[団体名：(公財) 東京都軟式野球連盟]

[記載日：2024. 2.5]

【対応状況に係る自己評価】

A：対応している

B：一部対応している

C：対応できていない

項目	対応状況
原則 1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	
(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 平成 24 年 1 月に公益法人へ移行して以来、公益財団法人の認定等に関する法律に沿った定款、規約を定め、理事会、評議員会、専門委員会を組織し、諸規程を遵守しながら適切な団体運営及び事業運営を行っている。	
(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。	
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 大会やイベントを開催する際、公共施設管理する団体及び関連団体が定める法令、規約、規程を遵守し、適切な事業運営を行っている	
(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 定款及び規程に基づき、理事、監事を選任し、理事には外部より弁護士を登用している。また、理事会、評議員会、委員会を定期的に行い、適切な団体運営、事業運営を行っている。	

原則 2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。	
(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。	A
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 定款に記載のある「アマチュアスポーツとしての正しい軟式野球を都民全般に普及し、その健全な発展を助成し、都民の体力の向上を図るとともに、明朗なスポーツマンシップの涵養を通じて、社会文化の発展に寄与することを目的とする」を基本方針とし、連盟ＨＰにて公表、開示している。	
原則 3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	
(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	B
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 現在は役職員に対しコンプライアンス教育を実施していないが、2018 年より倫理規程を制定している。理事及び職員の中には指導者ライセンスを取得している者もあり、暴力行為根絶への研修を受けている者もいるが、今後はすべての役職員、審判指導員等を対象にコンプライアンス研修会の実施を検討する。	
(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	B
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 指導者、競技者に対して直接の研修会は開催していないが、当連盟が主管する上部団体のライセンス取得のカリキュラムおよび日本スポーツ協会公認指導者ライセンスのカリキュラムに含まれている為、すべての指導者、競技者ではないが研修を受けている。今後当連盟独自で研修会を開催するかは未定である。	
原則 4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	
(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。	A
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 監事が実施する内部監査とは別に外部の監査法人に依頼し、外部監査も実施しており、常に助言や指摘等を受ける環境にある。	
(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。	A
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 体育協会や上部団体等からの補助金に対し、実施要項や関連する諸規程を遵守し適切に事業運営を行っている。	

(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。	A
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 会計担当及び役員のチェックを行い、また、内部監査及び外部監査法人による外部監査も行っている。	
原則 5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	
(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。	A
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 連盟HPを活用し、重要書類をいつでも閲覧できるよう開示している。	
(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。	A
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 連盟HPを活用し、定款、組織図、重要書類の情報開示を行っているほか、事業計画、大会結果等も開示している。年に1回広報紙を発行し、全支部に配布を行っている。今後は広報紙も連盟HPに掲載し、だれでも閲覧できるよう開示する予定である。	
原則 6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード<NF 向け>の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。	
自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード<NF 向け>の規定があるか (ある場合は下欄に記述)	
原則 ■ について	
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)	
原則 ■ について	
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)	

原則 ■ について	
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)	
原則 ■ について	
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)	